

府 食 第 7 0 号
令和 3 年 2 月 1 5 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局
評価第二課長
(公 印 省 略)

食品健康影響評価に係る諮問内容等について

平成 27 年 12 月 18 日付け厚生労働省発生食 1218 第 1 号をもって、厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る食品健康影響評価については、現在、食品安全委員会プリオン専門調査会において審議を行っているところです。

今般、プリオン専門調査会は、国際獣疫事務局(OIE)において検討中の BSE に関する国際基準の最新の改正案(別添)について、日本が OIE により認定されている「無視できるリスク国」に対しても、BSE 病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれた牛以外の牛については、全月齢の回腸遠位部、30 か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄を SRM として除去することを求める趣旨が提案されているとの情報に接しました。

つきましては、今後の審議を進めるに当たり、これらの OIE の動向について、国際基準の状況も踏まえられた貴省の諮問の趣旨、背景及び諮問内容に影響はないか確認したいため、貴省においてご検討の上、その結果を返答頂くようお願いいたします。